

給与支払報告書(個人別明細書)の記載上の留意点

給与支払報告書（個人別明細書）



（市区町村提出用）

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

事務処理上、**令和7年1月24日(金)**までの提出にご協力をお願いします。

- ◆ この記載上の留意点は個人住民税への影響が大きく記載漏れや誤りが多い部分のみ取り上げています。記載方法に関する詳細は、国税庁作成の「**令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引**」を参照してください。
定額減税に関する記載方法に留意して、記載漏れや誤りがないようお願いします。手引のほか国税庁ホームページ「定額減税 特設サイト」をあわせてご覧ください。
- ◆ 年の途中で退職された方（短期雇用者等も含む）も給与支払報告書の提出対象者です。退職者への給与支払額が30万円以下の場合、給与支払報告書の提出を省略できますが、課税の公平性の確保のため提出にご協力をお願いします。
- ◆ 必ず「給与支払報告書（個人別明細書）」様式を使用してください。個人番号（マイナンバー）の欄に違いがあるため、「源泉徴収票」様式は使用しないでください。
- ◆ 「個人番号」欄には数字以外の文字、記号は記載しないでください。マスキングも不要です。

① 支払を受ける者	令和7年1月1日の住所または退職時点の住所を記載してください。横須賀市へ提出するのは住所が横須賀市の方のみです。「氏名」は住民登録どおり、「フリガナ」はフルネームを記載してください。
② 住宅借入金等特別控除の額がある場合	②-1 所得税額から差し引いた控除額（最大で所得税額と同額）を記載し、「源泉徴収税額」欄には控除額を差し引いた後の税額を記載してください。 ②-2 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に記載された「住宅借入金等特別控除額」が②-1欄の額よりも多い（年末調整で控除しきれない控除額がある）場合は、「住宅借入金等特別控除可能額」欄も記載してください。また、「住宅借入金等特別控除区分」には適用を受けている区分がある場合にご記入ください。詳細は、国税庁作成の「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。
③ 摘要	・ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）を有する方は、その氏名及び同一生計配偶者であることを記載してください。 ・ 定額減税に関する事項は、最初に記載するなど書ききれないことがないように留意してください。 ・ 前職分の給与を合算して年末調整を行った場合は、前職分に係る「支払者名」「支払者の所在地」「退職日」「支払金額」「社会保険料の金額」「源泉徴収税額」を記載してください（※記載がない場合は前職分を含んでいないと判断します）。 ・ 普通徴収とする場合は「普通徴収切替理由書」の『普A』～『普F』のうち、該当する符号を必ず記載してください。
④ 生命保険料の金額の内訳	各欄には控除額ではなく、支払額を記載してください。
⑤（源泉・特別）控除対象配偶者	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の「氏名」「フリガナ（フルネーム）」「個人番号」を記載してください。控除対象配偶者が非居住者の場合は「区分」欄に『○』をつけてください。
⑥ 配偶者の合計所得	収入金額ではなく、合計所得金額を記載してください。
⑦ 控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族	⑦-1 各欄の対象となる方の「氏名」「フリガナ（フルネーム）」「個人番号」を記載してください。扶養親族が非居住者の場合は「区分」欄に『01』～『04』を記載してください。区分は手引を参照してください。 ※ 5人目以降は、「氏名」「フリガナ（フルネーム）」を「摘要」欄（③）に、「個人番号」を⑦-2に記載してください。非居住者の場合は氏名の後に「01」等を記載してください。
⑧ 受給者生年月日	「元号」は漢字（昭和、平成など）で記載してください。

事業者の皆様へ

神 奈 川 県
横 須 賀 市

個人住民税の特別徴収制度について

日頃から、神奈川県及び市町村の税務行政につきましては、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

個人住民税につきましては、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、特別徴収義務者として、給与支払の際に個人住民税の特別徴収（従業員の給与から差し引いて市町村へ納入する）をしなければならないとされています。

県及び県内すべての市町村では、法令の適正運用や納税者の利便性向上などの観点から、平成 28 年度以降の個人住民税については、要件を満たすすべての事業者には特別徴収を実施していただいております。

ただし、法令の規定によるもののほか、「神奈川県統一基準」（右表参照）に該当する場合は、当面の間、申請により普通徴収を認めることとしています。

事業者の皆様におかれましては、今後も引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

また、「神奈川県統一基準」により当面、普通徴収が認められる事業者におかれましても、特別徴収の実施についてご検討くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

横須賀市 税務部市民税課 個人市民税係
電話：046-822-8191・8192（直通）

神奈川県統一基準

- 1 当面、普通徴収を認める従業員の方の基準 ※【 】内は切替理由符号**
- (1) 【普B】他の事業所で、特別徴収を行っている方（例：乙欄適用者）
 - (2) 【普C】給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方
（例：年間の給与支給額が 100 万円以下）
 - (3) 【普D】給与の支払が不定期的な方
（例：給与の支払が毎月でない）
 - (4) 【普E】個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
 - (5) 【普F】退職又は退職予定の方（5 月末日まで）及び休職中の方

2 当面、特別徴収しないことを認める事業者の方の基準

- (1) 【普A】特別徴収すべき従業員の方（上記 1 に該当する者を除く）が 2 人以下
- (2) 電算システム改修等のため、直ちに特別徴収することが困難
※予め「特別徴収実施困難理由届出書」の提出が必要です。
詳しくは左記お問い合わせ先へご連絡ください。

※ご注意ください

横須賀市では、皆様からご提出いただく給与支払報告書に所定の「普通徴収切替理由書」の添付がなく、「普通徴収希望」のみの記入しかないなど、法令の規定や「神奈川県統一基準」に該当するかどうか判断できない方については、特別徴収対象者として指定させていただきます。